

磐田市社会教育委員会 令和5・6年度提言書 概略版①

豊かな体験活動をおとした人づくり・つながりづくり・地域づくり ～子ども・若者の社会参画と居場所を中心にして～

教育長からの諮問(提言書P 1)

以下の磐田市の取組を踏まえ、今後の学校教育及び社会教育に係る諸事業の在り方について、示唆をいただきたい

・自己肯定感を持ち、故郷を愛し世のために行動できる若者を育てるため、体験活動を積ませる

・探求的な学習を大切にして地域課題発見力を育てる

・学校教育と社会教育のベクトルを合わせる

・不登校児童生徒が増加する中、誰も置いていかない教育をする

社会状況(提言書P 1～2)

人口減少や災害への対応、不登校者への支援、部活動の地域移行、地域における人間関係の希薄化、地域住民主体の地域づくり等の様々な課題

↓

成人はもとより子ども・若者が、社会的活動に参画するよう促すとともに、その基盤となる地域住民相互のつながりづくりに貢献できる社会教育の力に大きな期待が寄せられている

学校教育及び社会教育をめぐる動き(提言書P 7～12)

○これからの社会像の転換

・「少子高齢社会」から「人生100年時代」へ

・子ども・若者主役の持続可能な社会の実現

⇒概ね中高校生までに地域活動の体験をすることが重要

○子ども・若者をめぐる動き

・こども基本法の施行、こども・家庭庁の発足

・子ども・若者の現状 ⇒子どもの貧困、体験格差、不登校の増加、低い投票率

・青少年団体の現状 ⇒平成29年度以降の健全育成にかかる全市的組織の解散

○学校教育の現在

・「中央教育審議会答申」が求めるもの

⇒社会に開かれた教育課程、学校を核とした地域づくり

・「学習指導要領」が求めるもの

⇒確かな学力の育成、体験活動や主権者教育の充実、生徒の発達支援、社会に開かれた教育課程

○社会教育に求められるもの

⇒社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり

体験活動の現状と課題(提言書P12～39)

○体験活動の定義及び体験活動の種類

体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として、体験する者に対して意図的・計画的に提供される体験

⇒「生活・文化体験活動」「自然体験活動」「社会体験活動」の3つに分類

○子ども・若者の体験活動の現状

体験活動が非認知能力の成長に大きな効果があるにも関わらず、自然体験・生活体験は減少傾向

○体験活動の有用性

小学生の頃に体験活動をしていた子どもは、高校生の時に自尊感情や外向性、精神的な回復力の項目が高くなる傾向が見られる（文部科学省調査）

○具体的な取組(例)

学校 (P14～18)

総合的な学習(探求)の時間、特別活動(学級活動、児童会・生徒会、クラブ活動、各種学校行事)、部活動、優れた芸術鑑賞体験、地元プロスポーツチーム試合観戦体験

⇒部活動の地域移行 今後どのようにして中学生に文化・スポーツ活動の機会を提供するか

地域 (P18～30)

市立図書館・市民文化会館・博物館等の社会教育施設による体験活動の提供

交流センター・地域づくり協議会・市民団体による提供(年中行事・工作等各種講座、祭典、伝統文化の継承、防災活動、文化祭等の地区イベント、自然体験活動、イベントの企画運営への参画、環境美化活動、職場見学・職場体験、まちづくり活動への参画等)、子ども会、ボーイスカウト等

行政 (P30)

いわた高校生まちづくり研究所、磐田ここからラボ、放課後子ども教室

⇒部活動の地域移行 今後どのようにして中学生に文化・スポーツ活動の機会を提供するか(再掲)

その他 (P28～36)

NP0法人、各種団体、民間企業による多種多様な取組がある

他市町や県、国でも多彩な取組が実践されている（P332～35のコラム等）

○学校・地域の連携による若者の社会参画

地区イベントにおける中学生の企画段階からの参画、市民団体による地域課題を解決する会合への中高生の参画、中学生以上全住民アンケート調査の集計・報告における小中学生の参画等

○子ども・若者の体験活動への参加(参画)推進への課題

取組事例の共有をする場の設定、職員体制の整備、中高生の多忙感と参加・参画への期待、学校の理解と協力、施設整備、住民・市民団体・行政の連携体制の構築、情報縁が主流である若者に対する取組の再検討

子ども若者の居場所の現状と課題(提言書P40～47)

○不登校児童生徒の増加及び中学生の放課後等の居場所

不登校児童生徒は全国・磐田市ともに増加傾向にあり、近年は特に小学生の急増が注目されている。また、放課後等の居場所の確保も大きな課題となっている。

○居場所の定義

・社会的自立が困難な子ども・若者を対象とした人間的居場所

例) 教育支援センター、NP0・労働者協働組合・市民団体等による居場所、フリースクール、子ども食堂等

・小学生・中学生・高校生・社会人を対象とした社会的居場所

例) 学校の学級(ホームルーム)や部活動・地域クラブ等

⇒子育て中の保護者は「人間的居場所」「社会的居場所」の双方への願いを持っている

○具体的な取組(例)

|     | 人間的居場所                                                        | 社会的居場所                                    |
|-----|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 学校  | 心の教室、心の教室相談員<br>We b 相談窓口                                     | 学級活動、学校行事、部活動                             |
| 地域  | 市民団体による居場所の開設                                                 | 交流センターによる学習コーナーの設置<br>市民活動センター主催のボランティア活動 |
| 行政  | 市教委学校教育課教育支援G<br>こども若者家庭センター<br>教育支援センター(3施設)<br>居場所に関する情報の提供 | 放課後児童クラブ<br>学習交流センター                      |
| その他 | 市内5か所のこども食堂                                                   | ソミック石川のフリースペース<br>(高校生対象)                 |

○本市外の取組

・校内フリースクール(学校における人間的居場所)

・オンライン不登校支援システム

・こども若者総合相談支援センター「わかばプラス」(浜松市)

・ホームページ「お家 de 交流 まなびの窓」の開設(浜松市) 等

提言①(提言書P48～59)

体験活動の充実 ～子ども・若者に社会参画の機会を～

- 社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりを推進する(P34)
- 体験活動は人づくりの原点であり、社会全体として体験活動を推進する(P35)
- 学校、地域、行政に求められること



学校(P48～53)

(1)「開かれた教育課程」の実現及び「地域学校協働活動」の充実を図る

学校運営協議会運営の視点に「地域づくり」を入れる。地域学校協働活動の充実に向けたCSD・CSC制度の充実を図る。学校の窓口を明確にする。交流センター(地域づくり協議会)・市民団体等と連携して社会参画機会を意図的に創出する(防災・まつり・イベント開催等)。教員もボランティア体験に参画しよう。

(2)「総合的な学習(探求)の時間」の充実を図る

(3)特別活動の充実を図る

自然体験等をねらいとする集団宿泊体験の充実を図る。職場体験の充実を図る。小中学校における優れた芸術鑑賞体験を継続する。小中学校における地元プロスポーツチームの試合観戦体験を継続する。

(4)放課後等における中学生の文化・スポーツ活動の機会の確保・充実を図る

部活動における地域課題探求及び部活動をとoshた地域貢献活動に取り組む。学校・家庭・地域・行政の連携により中学生の放課後等における文化・スポーツ活動の機会確保・充実を図る。

地域(P53～55)

(1)人々をつなぎ、地域の諸課題を語り合える交流センター(地域づくり協議会)にする

公民館の原点に立ち返る。交流センター主催事業では楽しく過ごすことを大切にする。小中高校生を対象とする講座を企画する。

(2)子ども・若者に社会参画の機会を意図的に創出する

体験活動を「参加」型から「参画」型に深める。地域行事等で児童生徒が主体的に取り組む機会を意図的に創出する。中学生への参加呼びかけでは回覧版・SNS・ママ友を有効に活用する。

行政(P55～59)

(1)社会教育推進に係る組織的・有機的な体制整備を図る

(2)子ども・若者の体験活動・社会参画活動の一層の推進を図る

中学1年生段階からボランティア体験を積むことができる体制を整備する。若者による地域活動団体を育成する。ユースワーカー(ユースサポーター)を積極的に育成する。学校・家庭・地域・行政の連携により中学生の放課後等における文化・スポーツ活動の機会確保・充実を図る(再掲)。

提言②(提言書P59～68)

これからの居場所の在り方について

- 学校、地域、行政に求められること

学校(P59～63)

(1)人間的居場所を確保する

校内教育支援センター(校内フリースクール)の充実を図る。地域の人と触れ合う場を創設する。適時適切な情報提供に努める。

(2)社会的居場所を確保する

学校・家庭・地域・行政の連携により、中学生の居場所としての文化・スポーツ活動の場の確保・充実に努める。

- ・放課後のスポーツ・文化活動の場所は、可能な限り生徒がアクセスしやすい学校の中に設ける。
- ・各学府の実情にあった活動の形態を採用する。
- ・家庭環境により活動に参加できないなどの「体験格差」が生じないようにする。等

地域(P63～64)

(1)社会教育施設(交流センター等)を活用する

交流センターの中に子ども・若者の居場所を確保する。子ども・若者に開放する時間・空間を工夫する。

(2)学校・家庭・地域・行政の連携により、中学生の居場所としての文化・スポーツ活動の場の確保・充実に努める。

行政(P64～68)

(1)不登校児童生徒の居場所の充実のため公民連携の実質化を図る

公営・民営の居場所の連携・協力を推進する。職員の研修機会の開設、市民団体相互の連携促進、情報発信、運営の支援。等

(2)学校・家庭・地域・行政の連携により、中学生の居場所としての文化・スポーツ活動の場の確保・充実に努める(再掲)

(3)公民連携により小中高校生の居場所・体験活動の確保・充実を図る

(4)適時適切な情報提供及び相談窓口の周知に努める

(5)ユースワーカー(ユースサポーター)の育成に努める ～スペースとプレイス～

(6)学習交流センターを学習・交流・社会参画をキーワードに再構築する

